

チリ

1. サマリー

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 ■ 私生活の保護に関する法律（Law 19,628 on the Protection of Private Life）（以下「データ保護法」という。） - URL : https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=141599 - 施行状況：1999 年 8 月 28 日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：識別され又は識別可能な自然人に関するあらゆる情報														
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：なし														
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td><td>上記法令に一部規定されている。</td></tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td><td>上記法令に一部規定されている。</td></tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td><td>上記法令に規定されている。</td></tr> </table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥ 公開の原則	上記法令に一部規定されている。	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。														
② データ内容の原則	上記法令に一部規定されている。														
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。														
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。														
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。														
⑥ 公開の原則	上記法令に一部規定されている。														
⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。														

	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの —		

(令和4年3月31日更新)